

災害拠点病院の指定について

このことについて、次の医療機関を災害拠点病院に指定したいので、岡山県医療審議会の意見を求めるものです。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 開設者の名称 | 学校法人川崎学園 |
| 2 | 病院の名称 | 川崎医科大学総合医療センター |
| 3 | 病院の所在地 | 岡山市北区中山下二丁目6番1号 |
| 4 | 災害拠点病院の種別 | 地域災害拠点病院 |

川崎医科大学総合医療センターに係る災害拠点病院の指定について

1 災害拠点病院の概要

災害拠点病院とは、災害時における医療体制の充実強化を図るため、県知事が「24時間緊急対応が可能な体制を有する」等の指定要件を満たす医療機関について指定を行うもの。

(1) 災害拠点病院の主な機能

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能 等

(2) 根拠通知

「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知（令和元年7月17日最終改正）。以下「医政局長通知」という。）

2 災害拠点病院の指定（整備）方針と岡山県の指定状況等

(1) 医政局長通知で示された整備方針

○地域災害拠点病院：原則として二次医療圏ごとに一か所整備が必要

○基幹災害拠点病院（※）：原則として都道府県ごとに一か所整備が必要

（※）地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院

(2) 岡山県の指定状況

本県では、現在、**基幹災害拠点病院として岡山赤十字病院**を指定し、**地域災害拠点病院として次の9病院**を指定しており、5つ全ての二次保健医療圏において災害拠点病院が整備できている。なお、リスク分散の観点から県南東部及び県南西部では、救急医療実績の高い複数の医療機関を指定している。

[令和元年9月30日現在]

二次保健医療圏	医療機関名	種別	指定年月日
県南東部	岡山赤十字病院	基幹	H 9. 1. 14
	岡山済生会総合病院	地域	H 9. 1. 14
	国立病院機構岡山医療センター	地域	H23. 11. 24
	岡山大学病院	地域	H24. 4. 1
	岡山市立市民病院	地域	H27. 6. 2
県南西部	川崎医科大学附属病院	地域	H 9. 1. 14
	倉敷中央病院	地域	H 9. 1. 14
高梁・新見	高梁中央病院	地域	H20. 8. 6
真庭	総合病院落合病院	地域	H 9. 1. 14
津山・英田	津山中央病院	地域	H 9. 1. 14

(3) 現況を踏まえた災害医療提供体制

上記のとおり、本県では、順次、災害拠点病院の追加指定を行い、災害医療提供体制の充実・強化を進めているところであるが、南海トラフ巨大地震のような広域災害を考慮すると、被災地からの傷病者も受け入れることができる体制を構築する必要がある。

そこで、傷病者受入機能をさらに強化するため、災害拠点病院を追加指定することとする。

3 川崎医科大学総合医療センターに係る指定要件の充足状況等

災害拠点病院の指定に当たっては、運営・体制及び施設・設備の観点から医政局長通知別紙で指定要件が定められており、このたび、川崎医科大学総合医療センターの充足状況を確認したところ、指定要件を全て満たしていると認められるため、新たに災害拠点病院に指定する。

＜川崎医科大学総合医療センターに係る指定要件の充足状況＞

災害拠点病院指定要件		適否	備考	
運営・受入体制等	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	適		
	②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点となり、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。	適		
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の体制を整えていること。	適		
	④救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。	適		
	⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	適		
	⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施していること。	適		
	⑦地域の第二次救急医療機関等とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	適		
施設・設備	医療関係	①病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けること。	適	
		②診療機能を有する施設(病棟や外来棟等)が耐震構造を有すること。	適	
	③通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有すること。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	適		
	④災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。	適		
	⑤衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	適		
	⑥EMISに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えていること。	適		
	⑦多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有していること。	適		
	⑧患者の多数発生時用の簡易ベッドを有していること。	適		
	⑨被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有していること。	適		
	⑩トリアージ・タグを有していること。	適		
搬送関係	⑪食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えていること。	適		
	①原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有していること。	適		
	②DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有していること。(その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。)	適		

「災害時における医療体制の充実強化について」(抄)

(平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)

(最終改正 令和元年7月17日付け医政発0717第8号厚生労働省医政局長通知)

記4. 災害拠点病院の整備

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害拠点病院」を整備し、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を整備することが必要である。

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点病院について指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに当職まで報告されたいこと。

また、災害拠点病院は、第一線の地域の医療機関を支援するものであるため、医師会等の医療関係団体の意見を聴き、応急用医療資器材の貸出し要件等を事前に決めておくこと。さらに、都道府県は、災害拠点病院の施設が被災することを想定して、近隣の広場を確保し、仮設の救護所等として使用する場合がありますことについて地域住民の理解を得ておくことが望ましいこと。

「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要であること。

別紙 災害拠点病院指定要件

(1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的

な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

⑧ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

(2) 施設及び設備

①医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(ア) 病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

(イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。

(ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(エ) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについて差し支えないこと。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

(ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。

(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。

(ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備

(エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド

(オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等

(カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)

②搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMAT や医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 略

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年(原則として4月1日時点)確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、(2)①ウ. については要件を満たしていないものについては令和2年3月までに実施することを前提に、また、(1)④(2)①ア. (イ)又は(2)②ア. の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

(以下、令和元年10月2日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長 事務連絡より)

※既に災害拠点病院として指定されている病院であって、災害拠点病院の指定要件の(2)①ア(ウ)又は(エ)の要件を満たしていないものは、令和3年3月までに要件を満たすことを前提に、指定を継続することを可能とする。なお、やむを得ない事情等により当該期間内に整備が困難な場合においては個別に厚生労働省に相談されたい。